

事 務 連 絡
令和3年1月18日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた職場への出勤等（テレワーク等）について

標記の件について、厚生労働省から各都道府県宛て、別添のとおり依頼があったので周知します。
貴組合（連合会）におかれましても、同様の御協力と関係者への周知をよろしくお願いいたします。

○添付資料

令和3年1月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室事務連絡(写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580@section.metro.tokyo.jp